

令和4年度 市・府民税 人的控除一覧

扶養（配偶者）控除額一覧

配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除				その他の人的控除		
	居住者の合計所得金額				控除名称	対象者年齢	控除額
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	1000万円超	配偶者控除	昭和27年1月2日以降生	33万円
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0	老人配偶者控除	昭和27年1月1日以前生	38万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	0	一般扶養控除	昭和27年1月2日～平成11年1月1日生 平成15年1月2日～平成18年1月1日生	33万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	0	特定扶養控除	平成11年1月2日～平成15年1月1日生	45万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	0	老人扶養控除	昭和27年1月1日以前生	38万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	0	同居老親扶養控除	昭和27年1月1日以前生 ※納税義務者の直系尊属に限る	53万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	0	年少扶養控除	平成18年1月2日以降生	0円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	0	普通（扶養）障害者控除	年齢要件なし	26万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	0	特別（扶養）障害者控除		30万円
133万円超	0	0	0	0	同居特別障害者控除		53万円

※障害者控除の区分は下記の障害者控除一覧を参考にしてください

寡婦・ひとり親控除

配偶関係		死別		離婚		未婚			
本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超		
女性	扶養親族	あり	子	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×
		あり	子以外	寡婦控除	×	寡婦控除	×	×	×
		なし		寡婦控除	×	×	×	×	
男性	扶養親族	あり	子	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×	ひとり親控除	×
		あり	子以外	×	×	×	×	×	
		なし		×	×	×	×		

控除名称	控除額
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円

障害者控除一覧

障害者控除適用関係一覧表（所得税法施行令第10条第1項各号及び第2項各号より）

号	内容	控除区分		証明書類
		（その他の）障害者	特別障害者	
1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	療育手帳の表示が「B」（知的障害者）の者	左記の者	（医師の診断書等）
	児童相談所 知的障害者更正相談所 精神保健福祉センター 精神保健指定医 により知的障害者と判定されたもの		療育手帳の表示が「A」（重度の知的障害者）の者	都道府県知事等の発行する療育手帳
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	障害等級が2級または3級の者	障害等級が1級の者	精神障害者保健福祉手帳
3	身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者福祉手帳に身体上の障害がある者として記載されている者	障害の程度が3級以下の者	障害の程度が1級または2級の者	身体障害者手帳
4	戦傷病者特別優遇法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者	障害の程度が右記以外の者	障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までの者	戦傷病者手帳
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者		原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている者	厚生労働大臣による認定書 かつ被爆者手帳
6	常に就床を要し、複雑な介護を要する者		引き続き6月以上にわたり就床を要し、介護を受けなければ便等をすることができない状態の者	介護保険課での証明書
7	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずる者として市町村長又は特別区の区長（社会福祉事務所が介護業務を行っている場合は、その長）の認定を受けている者	障害の程度が第1号または第3号に準ずる者のうち、特別障害者に該当しない者	障害の程度が第1号または第3号の特別障害者に準ずる者	市町村長等の証明書（*）

控除名称	控除額
（その他の）障害者	26万円
特別障害者	30万円

（*）岸和田市においては、福祉事務所長が発行する障害者控除認定書が必要となる。